

粗大ごみで出す前に！

ジモティーを活用して 手軽にリユース

粗大ごみのなかには、まだ使えるものがたくさんあります。粗大ごみとして出す前に、必要としている人へ譲ってみませんか？

大野城市は株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた提携と協力に関する協定書」を令和6年4月10日に締結しました。

同社が運営する「地元の掲示板ジモティー」を活用すれば、費用をかけずにリユースできます。

「ジモティー」とは？

無料で利用できる掲示板サイトです。スマホやパソコンで、誰でも簡単に不用品を出品できます。

●欲しい人が直接引き取りに来るので、粗大ごみの収集日まで待つことなく処分できます。

●会員登録、出品掲載、取引手数料などは一切かからず、全て無料で利用できます。

●粗大ごみ券を買う必要も、市役所に予約を取る必要もありません。

注意事項

「ジモティー」は個人間での取引になるため、市では一切の責任を負いません。

利用の際はトラブルにあわないよう、規約や注意事項を確認してください。

まだ使える粗大ごみはジモティーを活用してリユースしましょう！

登録料・手数料は無料！ 5分で投稿完了！ 近所でそのまま手渡し最短当日中に取引完了！

不用品処分を無料で！

家具 投稿

ジモティー

問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎(580)1889

※「ジモティー」の利用については、ジモティーの問い合わせフォームを利用してください。



ジモティーページリンク



使い方やよくある質問

古紙等回収倉庫の貸し出し



古紙・古布の集団回収をしている団体を支援し、ごみの減量とリサイクルを進めるため、古紙等回収倉庫を貸し出します。

対象団体

市内の次の団体
◆各区◆シニアクラブ◆子ども会◆スポーツクラブ◆PTA
◆共同住宅の住民による団体 など

貸し出し条件

次のすべてに当てはまること
◆貸し出し後、5年以上継続して集団回収を行う見込みがある
◆倉庫の設置場所が確保できる
◆過去5年以内に貸与を受けていない

※事業所への貸与は不可

●貸出期間 倉庫の設置から5年

●貸出数 7基（1団体1基）

※申込多数の場合は抽選

●申込方法 申請書（申込先で配布、または市ホームページからダウンロード）を提出



市ホームページ

※倉庫を設置する場所の所有者または管理者の事前承認の書面が必要です。

●申込期間 5月1日(水)～7月31日(水)

注意事項

◆借りる団体で倉庫を管理

◆倉庫の補修や移動、撤去の費用は、借りた団体が負担

◆古紙等回収以外の目的での使用、他の団体や個人などへの貸し出しは不可

※倉庫の設置に障害となるものの撤去や整地は、借りる団体で事前に行ってください。

申し込みと問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎(580)1889